

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の 推進に関する法律案の概要

第1 総則

1 目的

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部（仮称）を設置することにより、これを迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

2 基本理念

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中、国際競争力を強化し、豊かで住みよい社会を実現するため、民間の主体性や自律性を高め、その活力が発揮されることが不可欠であることにかんがみ、政府がその事務及び事業を国民に分かりやすく説明し、かつ、その必要性の有無及び実施主体の在り方について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、

政府が実施する必要性の減少した事務及び事業を可能な限り民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること

行政機構の整理及び合理化等により、効率性を高めつつ、経費を抑制して国民負担の上昇を抑えること

を旨として、行われなければならない。

3 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、第2に定める重点分野について、基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

第2 重点分野及び重点分野における改革の基本方針等

1 政策金融改革

(1) 政策金融改革においては、平成20年度において、次の事項を基本方針として、現行政策金融機関の組織を再編成し、新政策金融機関を設立する。

- ・ 現行政策金融機関の機能は、国民大衆、中小企業者及び農林漁業者の資金調達の支

- 援、重要な資源の海外における確保等に限定する。
- ・ 平成 20 年度末における新政策金融機関及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合を現状の 2 分の 1 以下とする。
 - ・ 現行政策金融機関の再編成に伴い、その累積欠損を補てんするための補給金の交付その他の新たな国の財政上の負担となる措置は行わない。
 - ・ 内外の金融秩序の混乱等の危機に対応する体制を整備する。
- (2) 新政策金融機関は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社その他の経営責任が明確化された法人(特殊会社又は独立行政法人に準じた法人、トップマネジメントの在り方) とし、民間金融機関を補完するものとする。その組織の編成は、効率的な運営を確保するとともに、利用者の利便に資するため、国内金融の各分野及び国際金融の区分に対応する組織の区分が利用者にも明らかとなるように行われるほか、業務の監視及び評価を行うための体制が整備されるようになさなければならない。
- (3) 日本政策投資銀行は、新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。自立のために最低限の移行措置を講ずる。
- (4) 商工組合中央金庫は、所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。財務基盤整備等のため最低限の移行措置を講ずる。
- (5) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね 5 年から 7 年を目途とする。
- (6) 公営企業金融公庫は、平成 20 年度において、廃止する。政府は、資本市場等を活用した仕組みを構築し、その仕組みのために必要な財政基盤の確保のための措置を講ずる。
- (7) 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行は、平成 20 年度において、一定の業務から撤退した上で、新政策金融機関に統合する。沖縄振興開発金融公庫の新政策金融機関への統合は、沖縄振興特別措置法が失効した後(平成 24 年度以降) において、沖縄における業務が自律的かつ主体的に遂行される体制を確保した上で行う。
- (8) 現行政策金融機関の再編成に当たっては、その資産及び負債を評価し必要がない資産を国庫に帰属させるとともに、利用者や債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにする。
- (9) 政府は、独立行政法人、特殊法人及び公益法人のうち、特別の法令に基づき、又は国の補助金等の交付を受けて金融業務を行うものの行っている金融業務について、平成 18 年

度において、その必要性等業務の在り方について見直しを行う。

(注) 国際協力銀行については、内閣官房長官の下に開催される「海外経済協力に関する検討会」の結果と「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を総合して、法案に盛り込むものとする。

2 独立行政法人の見直し

(1) 独立行政法人の見直しにおいては、独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の必要性を厳しく見直すほか、その独立行政法人の組織及び業務の在り方に影響を及ぼす国の施策の見直しを行う。

(2) 所管大臣は、平成18年度以降に初めて中期目標期間が終了する独立行政法人の中期目標終了時における検討を行うときは、国の歳出の縮減を図る見地から、必要な検討を併せて行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

(3) 所管大臣は、1(9)の金融業務を行う独立行政法人のうち、平成18年度から平成20年度までの間に中期目標期間が終了するものについて、平成18年度中に金融業務の見直しに伴う独立行政法人の組織及び業務に係る検討を行い、結論を得る。

3 特別会計改革

(1) 特別会計の改革においては、特別会計の統廃合及びその経理の明確化を図るとともに、財政の健全化に資するため事務又は事業の合理化及び効率化を図るものとし、平成18年度から5年間を目途に計画的に推進する。

改革に当たっては、特別会計における資産及び負債並びに剰余金等を縮減するなどし、財政の健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とする。

(2) 特別会計の新設は、特に必要があると認められる場合を除き行わない。既存の特別会計について、おおむね5年ごとに存続の必要性を検討することにつき法制上の措置を講ずる。

(3) 政府は、この法律の施行後1年を目途として、個別特別会計の改革の具体的な内容、財政法の例外規定等の整理及び企業会計の慣行を参考にした資産及び負債の開示その他の会計情報の開示に係る法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。また、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずる。

(4) 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計を平成20年度を目途に統合すること、登記特別会計を平成22年度末

に一般会計に統合することなど、個々の特別会計につき、廃止及び統合、事務又は事業の効率化等改革の方向性を定めるとともに、特別会計において経理されている事務又は事業の必要性の有無等について、その内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行い、経費の削減を図るほか、特定財源についても、見直しの方向性を定める。

4 総人件費改革

(1) 総人件費改革においては、公務員の数の純減及び給与制度の見直し等を行うことにより、人件費の削減を図る。

(2) 平成17年度末における国家公務員（日本郵政公社の役職員を除く。）の数の100分の5以上に相当する国家公務員の数を平成22年度末までに純減させることを目標とする。

(3) 政府は、国の行政機関の職員の定員について100分の5以上の純減を行うこととし、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずる。この場合において、事務及び事業の必要性の有無等について、その内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う。

農林統計関係事務、食糧管理関係事務、北海道の開発に係る事務等について、その削減に向けて検討を行い、必要な措置を講ずること。

地方支分部局等の事務及び事業について抜本的に見直し、必要な措置を講ずること。

公共職業安定所の職業紹介等、社会保険に係る保険料の収納等及び行刑施設関連の業務について民間にゆだねる方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、登記関係事務、特許関係事務、自動車の登録に係る事務、庁舎等施設の管理に係る事務、雇用保険関係事務等について、民間にゆだねることの適否を検討し、必要な措置を講ずること。

国及び地方公共団体における行政の高度情報化を推進するために必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体を通じた業務の効率化を推進すること。

森林管理関係業務、国立高度専門医療センターに関する業務等について、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行等に向けて検討を行い、必要な措置を講ずること。

(4) 政府は、自衛官について、民間委託等を行うことにより、国の行政機関の措置に準じ、その数の純減を行う。

(5) 政府は、平成18年度以降に中期目標期間が終了する特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検討し、その結果、役職員に国家公務員の身分を与えることの必要性が低下したと認めるときは、非公務員化するために必要な措置を講ずる。

(6) 政府は、国家公務員の数の純減のため定員の改廃を行うに当たっては、他の官職への異

動の円滑な実施を図るために必要な府省横断的な配置の転換及び研修の仕組みの構築並びに職員の採用を抑制することなどを行う。また、国の事務及び事業に国家公務員の身分を有しない者を従事させる仕組みの検討等を行う。

- (7) 政府は、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律が適用される職員に限る。）の給与について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方等についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成18年度以降順次講ずる。

政府は、特別職の職員及び一般職の職員の給与に関する法律が適用されない一般職の職員についても、上記の措置に準じた措置を講ずる。

- (8) 独立行政法人、特殊法人等は、平成18年度以降の5年間に於いて100分の5以上縮減すること等を基本として人件費の縮減等に取り組む。

所管大臣は、人件費の縮減の進捗状況等についての的確な把握等を行う。

- (9) 政府は、地方公共団体における行政改革を推進する観点から、平成17年4月1日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数の1,000分の46以上に相当する数を平成22年4月1日までに純減することを目指し、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を行うよう要請する。

地方公共団体は、上記の要請を踏まえ、事務及び事業の必要性の有無等について、その内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行い、職員数を厳格に管理する。この場合において、地方公共団体は、地方分権の進展により地方公共団体の自主的かつ主体的な総人件費改革が求められていることに留意する。

政府は、地方公務員の配置に関し国が定める基準の見直しを行う。

政府及び地方公共団体は、教職員（給食調理員、用務員等を含む。）については、児童及び生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保するために必要な措置を講ずる。

- (10) 地方公共団体は、地方公務員の給与について、民間給与の水準を的確に反映させるよう努めるとともに、給与に関する情報の公表及び手当の是正を推進する。

政府は、人材確保法について廃止を含めて見直しを行うなど、教職員の給与の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる。

- (11) 政府は、(2)から(7)までの措置を実施するに当たっては、長期的な目安として、平成27年度における国家公務員の総人件費の国内総生産の額に占める割合が平成17年度における当該割合の2分の1にできる限り近づくように留意する。

5 資産及び債務に関する改革

- (1) 国の資産及び債務に関する改革においては、財政融資資金の貸付金残高の縮減、歳出削

減の徹底のほか、国有財産の売却、剰余金等の見直し等により、国の資産（外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金その他の資産及び公共用財産を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、国の資産及び債務の管理の在り方を見直す。

改革の推進に資するため、当面の財政運営に当たっては、次に掲げる原則によるとともに、国民の理解を得るため、これらの原則に関連する情報の開示を徹底する。

- ・ 将来の国民負担を極力抑制すること。
- ・ 市場金利の変動等が財政運営に与える影響を極力抑制すること。
- ・ 国の債務残高を抑制すること。
- ・ 剰余金等が過大とならないようにすること。

(2) 政府は、長期的な目安として、平成27年度末における国の資産の額の国内総生産の額に占める割合が平成17年度末における当該割合の2分の1にできる限り近づくように留意しつつ、売却可能な国有財産の売却の促進を図る等所要の措置を講ずることにより、国の資産の圧縮に努める。

(3) 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、機会費用等を考慮した国有財産の売却可能性並びに国有財産の証券化及び貸付金の証券化の適否の検討や、職員の専門的能力の向上等の国債に関する施策の充実等の措置を講ずる。また、当該管理に資するため、企業会計の慣行を参考にした財務に関する書類の整備の推進を図る。

(4) 財務大臣は、平成18年度内に、(2)及び(3)の所要の措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表する。

(5) 地方公共団体は、国の資産及び債務に関する改革の規定の趣旨を踏まえ、資産及び債務の実態把握及び管理に係る体制の状況を確認するとともに、資産及び債務に関する改革の方向及び当該改革を推進するための具体的な施策を策定することに努める。

また、政府は、地方公共団体の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考にした財務に関する書類の作成基準等の必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。

6 関連諸制度の改革との連携

(1) 公務員制度改革

政府は、公務員に係る能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化等について、できるだけ早期にその具体化のために必要な措置を講ずる。

政府は、公務員の労働基本権及び人事院制度並びに給与制度、能力及び実績に応じた処遇、幹部職員を含む職員の確保及び育成その他の公務員制度の在り方について、公務員の給与制度改革の進捗状況等を踏まえつつ、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行う。

(2) 規制改革

政府は、規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 競争の導入による公共サービスの改革

政府は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を推進する。

(4) 公益法人制度改革

政府は、公益法人に係る現行の制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団又は財団が準則主義により法人格を取得することができる制度及びこの制度により設立された法人の公益性の認定等を行う制度を確立し、並びにその適切な運用を確保するために必要な措置を講ずる。

(5) 政策評価の推進

政府は、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進する。

第3 行政改革推進本部

1 行政改革推進本部の設置

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（仮称）（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事務

本部の所掌事務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する総合調整、施策の実施状況の監視とする。

3 組織等

本部長は内閣総理大臣をもって充てること等、本部の組織等に関し、必要な事項を規定。

4 設置期間

本部の設置期間は設置の日から5年間とする。

（備考）本概要に示す構成及び内容については、今後の法律案の作成過程において変更がありうるものとする。